

薬食審査発第 0913001 号
平成 19 年 9 月 13 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



希少疾病用医薬品の指定について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

指 定 番 号：(19薬) 第 202 号

医 薬 品 の 名 称：塩酸サプロプテリン

予定される効能、効果又は対象疾病：テトラヒドロビオプテリン反応性フェニルアラニン水酸化酵素欠損に基づく高フェニルアラニン血症（テトラヒドロビオプテリン反応性高フェニルアラニン血症）における血清フェニルアラニン値の低下

申 請 者 の 氏 名：アスピオファーマ株式会社

